

令和2年度 徳島県献血推進計画(案)

第1 計画策定の趣旨

本推進計画は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。）第9条に規定する血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本方針並びに第10条に規定する国の献血推進計画に基づき、本県の医療に必要とされる輸血用血液及び原料血漿確保目標量を安定的に確保するため、令和2年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めるとともに、県内における献血に関する啓発及び献血者の確保並びに献血推進組織の育成強化等に努め、円滑な血液事業の推進を図ることを目的として、血液法第10条第4項の規定に基づき策定するものである。

第2 基本的考え方

- 1 県及び市町村は必要血液量の安定確保を図るため、徳島県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）と連携し、広報啓発活動等の推進運動を積極的に展開する。
- 2 県は、国と協力して、献血に関する県民の理解を深めるための啓発や献血を推進していくために必要な施策を実施するとともに、血液センターによる献血の受入れが円滑に実施されるよう協力を行う。
- 3 市町村は、国及び県と協力して、献血に関する県民の理解を深めるための啓発等を実施するとともに、血液センターによる献血の受入が円滑に実施されるよう、献血会場の確保等に協力する。
- 4 血液センターは、国、県及び市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行い、効果的な啓発を実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかけ、献血目標量を確保するための措置を講ずる。

第3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第4 令和2年度に献血により確保すべき血液の目標量

令和2年度に必要な献血者数は、全血献血20,331人、成分献血8,118人とする。

これは、県内医療機関における血液製剤の需要に対応するとともに、国から示された血漿分画製剤用の原料血漿確保目標量8,185リットルを確保するものである。

(献血目標の内訳)

区分	献血者数(人)	献血量 (L)
全血献血	20,331	8,118
200mL 献血	74	15
400mL 献血	20,257	8,103
成分献血	8,619	4,602
^{しょう} 血漿成分献血	5,486	1,645
血小板成分献血	3,133	2,957
合 計	28,950	12,720

(献血目標の採血場所別内訳)

区分	献血ルーム(人)	移動採血車(人)	計(人)
全血献血	6,974	13,357	20,331
200mL 献血	74	0	74
400mL 献血	6,900	13,357	20,257
成分献血	8,619	0	8,619
^{しょう} 血漿成分献血	5,486	0	5,486
血小板成分献血	3,133	0	3,133
合 計	15,593	13,357	28,950

第5 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 普及啓発活動の実施

(1) 若年層を対象とした対策

ア 若年層に身近なメディアであるSNSを含むインターネット等の各公報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。

イ 若年層対象のイベント（マチ★アソビ等）を活用し、若年層に献血を促すため、若年層に人気の記念品を配布する。なお、記念品には献血を啓発する内容を織り込み、献血への理解を深めるものとする。

ウ 子育て中の世代を中心に、血液の大切さや助け合いの心について啓発するとともに、次世代の献血者を育てていくためには、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、スポーツイベントや小学生を対象に

親子献血教室等の参加しやすい献血推進活動を実施し、親子がともに献血に触れ合う機会を設ける。

エ リーフレットやパンフレット等に献血推進キャラクター「けんけつちゃん」を積極的に活用し、若年層への一層の啓発の推進を図る。その際、インターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。

(2) 高校生等に対する啓発

ア 男性に限り400mL全血採血が17歳から可能であること等、正確な情報を伝え、献血者の協力を得る。

イ 高等学校学習指導要領解説保健体育編に献血に関する記載があることに鑑み、「献血セミナー」あるいはパネルの貸し出し等を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。

ウ 高等学校での学内献血実施校の増加に向けて、高等学校長及び高等学校養護教諭に献血や血液製剤に関する理解を深めてもらうための啓発活動を充実する。

エ 中学生・高校生を対象に献血推進ポスターを募集し、入賞作品について、表彰及び展示を行う。また、優秀作品を啓発資材に活用する。

(3) 大学生に対する啓発

大学キャンパス内において、献血を実施するとともに、学生献血推進ボランティア団体等と有機的な連携を確保し、同世代からはたらきかけ等、効果的な献血啓発を行い、啓発活動を含めた学生の自主的な献血参加を促す。

(4) 企業等における安定的な集団献血の実施

ア 企業等の献血を推進するため、地域の実情に即した方法により、企業等における献血組織の育成を図る。また、特に20歳代、30歳代の労働者の献血促進について、企業等に協力を求める。

イ 企業及び徳島県職員の成分献血登録制度による安定的な成分献血を実施する。

(5) 複数回献血の推進

血液センターは、県の協力を得て、複数回献血者の継続的な協力を得られるよう、効率的に呼びかけを行う体制を構築するとともに、複数回献血クラブ（献血WEB会員サービス）の登録者数の増加及びサービスの向上を図り、複数回献血への協力を得られるように取り組む。

(6) 献血推進キャンペーン等の実施

県、市町村、血液センターは、相互に連携し、献血目標の達成及び献血の普及

啓発を目的に、次の献血推進キャンペーンを実施する。

実施事項	実施時期	内 容
愛の血液 助け合い運動	7月	若者を中心とした県民各層への献血普及啓発を実施し、広報活動を強化
はたちの献血 キャンペーン	1～2月	新たに成人を迎える若者を中心とした県民各層への献血普及啓発を実施し、広報活動を強化
各種イベント 等	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・献血キャラクター「けんけつちゃん」を活用した献血推進活動 ・血液製剤や血漿分画製剤<small>しょう</small>の利用、献血可能年齢等について正確な情報を発信

2 献血推進組織等の育成に関する事項

- (1) 献血功労団体等に対する厚生労働大臣表彰状、同感謝状の伝達の実施
- (2) 献血協力団体等に対する知事表彰、保健所長表彰の実施
- (3) 献血協力団体等の担当者研修会の実施
- (4) 市町村及び市町村社会福祉協議会担当者研修会の実施
- (5) 保健所及び市町村から管内の企業組織及び各種団体（ライオンズクラブ、婦人会等）への要請
- (6) 献血協力団体はもとより、献血思想の普及、推進等に意欲的な団体等との連携強化

3 採血所の環境整備等

(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

ア 血液センターは、献血申込者に不快の念を与えないよう、献血の受入れに際して丁寧な処遇をすることに特に留意する。その上で、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。

イ 血液センターは、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後の過ごし方等について映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。

(2) 献血者の利便性の向上

血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行うため、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者が利用

しやすい献血受入体制の一層の整備及びICTを活用したWEB予約の導入等に積極的に取り組む。

4 献血時の血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血できなかつた献血申込者に対して、食生活の改善を促すため、県と連携しながら貧血の改善、予防を啓発する。

5 献血者の意思を尊重した採血の実施

血液センターは、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分（200mL 全血採血、400mL 全血採血又は成分採血）を決定する。

第6 その他献血の推進に関する重要事項

1 徳島県献血推進協議会の開催

県は、徳島県献血推進協議会を開催し、次年度の徳島県献血推進計画の策定、献血思想の普及、献血制度の推進等について協議する。

また、若年層に対して献血推進及び献血思想の普及を図るため、同年代の学生献血ボランティアに献血推進協議会への参加を求める。

2 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

献血時の本人確認、問診の徹底はもとよりHIV等の感染症の検査を目的とした献血を行わないよう県民への周知徹底に努める。

3 血液製剤の適正使用等の推進

(1) 県及び血液センターは、主な医療機関の血液製剤使用状況を把握するとともに、医療機関に対し必要な情報提供を行う。

(2) 県は、血液センター及び関係医療機関と合同で、徳島県合同輸血療法委員会を開催し、県内医療機関の血液製剤の使用及び輸血療法の適正化を推進する。

4 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

(1) 県及び血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫の不足等が予測される場合、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、所要の策を講ずる。

(2) 県は、血液不足時の危機管理水準に対応して関係部局と連携、協力を図り、献

血推進本部（本部長：保健福祉部長）を開催し、血液センターと協力して血液確保対策を講ずる。

5 災害時等における献血の確保等

- (1) 県及び市町村は、災害時等において医療応需に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な公報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、血液センターは、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受け入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- (2) 血液センターは、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、血液センターの取り組みを支援する。

第4 令和2年度に献血により確保すべき血液の 目標量

令和2年度に必要な献血者数は、全血献血
20,331人、成分献血8,118人とする。
これは、県内医療機関における血液製剤の需要
に対応するとともに、国から示された血漿分画製
剤用の原料血漿確保目標量8,185リットルを
確保するものである。

(献血目標の内訳)

区分	献血者数(人)	献血量(L)
全血献血	20,331	8,118
200mL献血	74	15
400mL献血	20,257	8,103
成分献血	8,619	4,602
血漿成分献血	5,486	1,645
血小板成分献血	3,133	2,957
合計	28,950	12,720

(献血目標の採血場所別内訳)

区分	献血ルーム (人)	移動採血車 (人)	計 (人)
全血献血	6,974	13,357	20,331
200mL献血	79	0	74
400mL献血	6,900	13,357	20,257
成分献血	8,619	0	8,619
血漿成分献血	5,486	0	5,486
血小板成分献血	3,133	0	3,133
合計	15,593	13,357	28,950

第4 平成31年度に献血により確保すべき血液の 目標量

平成31年度に必要な献血者数は、全血献血
20,445人、成分献血6,777人とする。
これは、県内医療機関における血液製剤の需要
に対応するとともに、国から示された血漿分画製
剤用の原料血漿確保目標量7,160リットルを
確保するものである。

(献血目標の内訳)

区分	献血者数(人)	献血量(L)
全血献血	20,445	8,162
200mL献血	79	16
400mL献血	20,366	8,146
成分献血	6,777	3,591
血漿成分献血	3,173	1,708
血小板成分献血	3,604	1,883
合計	27,222	11,753

(献血目標の採血場所別内訳)

区分	献血ルーム (人)	移動採血車 (人)	計 (人)
全血献血	7,279	13,166	20,445
200mL献血	79	0	79
400mL献血	7,200	13,166	20,366
成分献血	6,777	0	6,777
血漿成分献血	3,173	0	3,173
血小板成分献血	3,604	0	3,604
合計	14,056	13,166	27,222

第5 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 普及啓発活動の実施

(1) 若年層を対象とした対策

ア 若年層に身近なメディア等である SNS を含むインターネット等の各公報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。

イ (略)
ウ (略)

エ リークター「けんけつちゃん」を積極的に活用し、若年層への啓発の推進を図る。その際、インターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。

(2) (略)

(3) 大学生に対する啓発

大学キャンパス内において、献血を実施するとともに、学生献血推進ポータルサイト団体等と有機的な連携を確保し、同世代からはたきかけ等、効果的な献血啓発を行い、啓発活動を含めた学生の自主的な献血参加を促す。

(4) 企業等における安定的な集団献血の実施

ア (略)
イ 企業及び徳島県職員の成分献血登録制度による安定的な成分献血を実施する。

第5 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 普及啓発活動の実施

(1) 若年層を対象とした対策

ア 若年層に身近なメディア等であるタウン誌等と連携し、広報・啓発活動を実施する。

イ (略)
ウ (略)

エ リークター「けんけつちゃん」を積極的に活用し、若年層への一層の啓発の推進を図る。

(2) (略)

(3) 大学生に対する啓発

大学キャンパス内において、献血を実施するとともに、学生献血ポータルサイト団体等と有機的な連携を確保し、同世代からはたきかけ等、効果的な献血啓発を行い、啓発活動を含めた学生の自主的な献血参加を促す。

(4) 企業等における安定的な集団献血の実施

ア (略)
イ 企業及び徳島県職員の成分献血登録制度による安定的な成分献血の実施

(5) (略)

(6) 献血推進キャンペーン等の実施

県、市町村、血液センターは、相互に連携し、献血目標の達成及び献血の普及啓発を目的に、次の献血推進キャンペーンを実施する。

実施事項	実施時期	内容
愛の血液いっしょ運動	7月	若者を中心とした県民各層への献血普及啓発を実施し、広報活動を強化
私たちの献血キャンペーン	1～2月	新たに成人を迎える若者を中心とした県民各層への献血普及啓発を実施し、広報活動を強化
各種イベント等	随時	・献血キョクタン「けんけい推進活動」を活用した献血推進活動 ・血液製剤や血漿分画製剤の利用や献血可能年齢等について正確な情報を伝える

2 (略)

3 採血所の環境整備等

(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血液センターは、献血申込者に不快の念を与えないよう、献血の受入れに際して丁寧な処遇をすべく、献血の留意する。その上で、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。

(5) (略)

(6) 献血推進キャンペーン等の実施

県、市町村、血液センターは、相互に連携し、献血目標の達成及び献血の普及啓発を目的に、次の献血推進キャンペーンを実施する。

実施事項	実施時期	内容
愛の血液いっしょ運動	7月	若者を中心とした県民各層への献血普及啓発を実施し、広報活動を強化
私たちの献血キャンペーン	1～2月	新たに成人を迎える若者を中心とした県民各層への献血普及啓発を実施し、広報活動を強化
各種イベント等	随時	・献血キョクタン「けんけい推進活動」を活用した献血推進活動 ・血液製剤の利用や献血可能年齢等について正確な情報を伝える

2 (略)

3 採血所の環境整備等

(1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血液センターは、献血者に不快の念を与えないよう、献血の受入れに際して丁寧な処遇をすべく、献血の留意する。その上で、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。

イ (略)

(2) 献血者の利便性の向上

血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、実地で安心かつ効率的に採血を行うため、地域の献血者に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者が利用しやすい献血受入体制の整備及びICTを活用したWEB予約の導入等に積極的に取り組む。

4 献血時の血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは献血者の健康管理に資する検査を行う。また、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血で促すため、県民申込者に対して、食生活の改善を啓発すると連携しながら貧血の改善・予防を啓発する。

5 (略)

第6 その他献血の推進に関する重要事項

1～4 (略)

5 災害時等における献血の確保等

(1) 県及び市町村は、災害時等において医療応需に応じた必要な血液量を確保できよう、様々な公報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、血液センターは、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受け入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

イ (略)

(2) 献血者の利便性の向上

血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、実地で安心かつ効率的に採血を行うため、地域の献血者に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者が利用しやすい献血受入体制の整備及び充実を図る。

また、ICTを活用したWEB予約の導入により、待ち時間の解消を図るなど、献血者の利便性の向上に資する取組を推進する。

4 献血時の血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは献血者の健康管理に資する検査を行う。また、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血で促すため、県民申込者に対して、食生活の改善を促すためのパンフレット等を配布し、貧血の改善に努め、県と連携しながら貧血予防を啓発し献血者の増加を図る。

5 (略)

第6 その他献血の推進に関する重要事項

1～4 (略)

5 災害時等における献血の確保等

(1) 県及び市町村は、献血が確保されるよう、血液センターと連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な公報手段を用いて、需給に見合った広域的な献血の確保等に努めるとともに、現場に血液が円滑に供給されるよう措置を講ずる。

(2) 血液センサーは、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、血液センサーの取り組みを支援する。

(削除)

(2) 災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、県、市町村と連携して対応できるように備えることにより、災害時における献血の受入に協力する。

(3) 県は、災害時に機能する複数の通信手段を確保し、血液センサーと連絡がとれる体制を整える。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）（抄）

（基本方針）

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

二 血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。）についての中期的な需給の見通し

三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

四 献血の推進に関する事項

五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

七 血液製剤の適正な使用に関する事項

八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（献血推進計画）

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

二 前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

三 その他献血の推進に関する重要事項

3 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。

4 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。

5 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。